

# 教育委員会会議録

(定例会)

令和6年3月21日開催

さいたま市教育委員会

1 期	日	令和6年3月21日(木)	
2 場	所	教育委員会室	
3 開 会		午後2時00分	
4 出 席 委 員	教 育 長		竹 居 秀 子
	教育長職務代理者		大 谷 幸 男
	委 員 員		石 田 有 世
	委 員 員		伊 藤 華 英
	委 員 員		小 山 和 也
5 議場に出席した者	副教育長		栗 原 章 浩
	管理部長		高 木 泰 博
	学校教育部長		野 津 吉 宏
	生涯学習部長		辻 美由紀
	学校教育部参事兼教職員人事課長		高 山 裕 子
	学校教育部参事兼指導1課長		藤 田 昌 一
	学校教育部参事兼特別支援教育室長		長 谷 場 明 博
	学校教育部参事兼高校教育課長		神 田 剛 広
	教育総務課長		小 出 博 康
	学校施設整備課長		田 嶋 真 二
	学校施設管理課長		溝 上 靖 朗
	教職員給与課長		木 村 哲 也
	指導2課長		青 木 貴
	健康教育課長		小 山 敏 明
6 会議録署名委員	石 田 有 世		

## 7 議事等の概要

竹居教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。

本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

おりません。

竹居教育長

本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。

本日の会議に、議案第26号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第27号「さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を追加提出いたします。

本日の議案について、議案第25号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第25号は非公開となります。

会議の順番ですが、議案第21号から第24号、議案第26号から第27号、「その他」2件、続いて、非公開となる議案第25号の順番で審議することいたします。

議案第21号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

それでは議案第21号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第21号「さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。

本議案は、令和6年度組織改正等に伴い、所要の改正をするものでございます。

続きまして、議案書は2ページとなります。改正の概要となりますので記載の新旧対照表を御覧ください。

はじめに、「第2条（内部組織）」の規定を御覧ください。令和6年度組織改正において、指導1課が教育課程指導課、指導2課が生徒指導課へと課名変更、健康教育課学校給食係が「おいしい給食サ

ポート課」へと変わることより、所要の改正を行うものでございます。

続いて、「第3条（事務分掌）」を御覧ください。令和6年度より、学校施設整備課、学校施設管理課及び高校教育課において事務分担の見直しを行うことより、高校教育課において所管していた一部の事務を、学校施設整備課、学校施設管理課へ移管するため所要の改正を行うものです。

最後に、3ページ下段から4ページを御覧ください。健康教育課学校給食係が、「おいしい給食サポート課」となることより、健康教育課に定める事務を削除し、新設する「おいしい給食サポート課」の所掌事務を定めるものです。

施行期日は、令和6年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 指導1課、指導2課がそれぞれ、教育課程指導課、生徒指導課へと課名が変更になりますが、他の政令市での名称はどのようにになっているでしょうか。

教育総務課長 政令市は未確認ですが、国や県が同様の名称を使用しております。

竹居教育長 それでは、議案第21号については、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について

竹居教育長 続きまして、議案第22号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案書6ページをお開きください。

議案第22号「さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明します。

本議案は、令和6年度組織改正等に伴い、所要の改正をするものでございます。

続きまして、議案書は7ページとなります。改正の概要となりますので記載の新旧対照表を御覧ください。

はじめに、第2条「(用語の定義)」についてでございますが、先日の高等学校管理規則の改正に伴い、高等学校に副校長を配置することができることとなりますので、この改正に対応をする形で、副校長の定義に「高等学校」を追加するものです。

続きまして、「別表(第3条関係)」につきましては、教職員人事課、高校教育課の専決事項である各学校長への出張命令に係る規定についてとなります。さいたま市立小・中学校管理規則とその内容を合わせるための文言整理となります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第22号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第23号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

それでは再開します。議案第23号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

議案書別冊1を御覧ください。

議案第23号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

机上に配布させていただきました別紙資料のうち、「(参考) 会計年度任用職員」の資料を御覧ください。

まず、会計年度任用職員について、説明させていただきます。

会計年度任用職員とは、1会計年度の範囲内で任用される職員でございまして、地方公務員法の一部改正により特別職非常勤職員と臨時的任用職員の規定が厳格化されたことに伴い新設されたもので、令和2年度から施行、運用されております。

本市の会計年度任用職員の具体的な職種は、様々ございまして、従来の市の業務繁忙事務補助の臨時職員をはじめ、学校では、技能職の給食調理担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校図書館司書、学校補助員、スクールアシスタント、さわやか相談員などでございます。

別冊1の3ページを御覧ください。

規則の改正の概要でございますが、地方自治法の一部改正による会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴い、教職員の勤勉手当の勤務期間に、会計年度任用職員の勤勉手当の勤務期間を算入するように措置するものでございます。

本市の会計年度任用職員の給与につきましては、市長部局が所管している条例で定められておりまして、会計年度任用職員の賞与については、今まで期末手当のみが支給できることとなっていました。この度、2月定例会に議案として提出された「さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」が承認され、本市の会計年度任用職員に対し、期末手当と合わせて勤勉手当も支給することができるようになりました。

なお、支給開始は令和6年6月期からとなっております。

期末手当及び勤勉手当の算定に当たっては、6月期の場合は、前年の12月2日から基準日である当該年の6月1日までの半年間を対象期間として手当額の基礎としております。

現在、教職員の期末手当の在職期間を算入する際、週当たり15時間30分以上の勤務時間となる本市の会計年度任用職員として在職していた期間があれば、教職員としての在職期間と合算し、期末手当の在職期間として算入しております。

この規則改正により、教職員の勤勉手当の勤務期間につきましても、期末手当と同様に、本市の会計年度任用職員としての勤務期間があれば、教職員の勤務期間と合算して算入できるものとするものでございます。

具体的な例示で説明させていただきます。

別添資料の「(参考) 勤勉手当の算定」を御覧ください。

例1は、大学卒業後、新卒として令和6年4月1日付で新採用教職員になった例でございます。この場合は、6月期の勤勉手当の算定時、実際に勤務した期間は4月1日から6月1日までとなりますので、勤勉手当の支給額に対する割合は30%となります。

例2は、令和5年4月1日から本市の会計年度任用職員であるスクールアシスタントとして1年間、週5日、25時間勤務した者が、令和6年4月1日付で新採用教職員になった例でございます。このように、会計年度任用職員で週当たり15時間30分以上の勤務時間の実績が有る場合は、前年の12月2日から当該年の3月31日までの期間を算入することができますので、勤勉手当の支給額に対する割合は100%となります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

竹居教育長

何かありますか。

小山委員

基本的なことですが、期末手当と勤勉手当はどのように違うのでしょうか。

教職員給与課長

公務員の場合、期末手当は在籍期間に応じて支給されるもので、勤勉手当は勤務していた期間に応じて支給されます。勤勉手当は、人事評価の結果を反映させています。

小山委員

いずれも人事院勧告に基づいて決まるのでしょうか。

教職員給与課長

人事院勧告の内容を加味して、市の人事委員会が勧告を行います。昨年は0.1月分の引き上げ幅で勧告されたので、今年度は期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げて支給する予定になっております。

大谷委員

会計年度任用職員については、年度が終われば任用を更新して繰り返し任用することがあると思いますが、それをあるところで任用を終えることは可能でしょうか。逆に、例えば5年続けて任用された場合に、本採用への登用制度はあるのでしょうか。

教育総務課長

会計年度任用職員は年度単位での任用になりますが、年度当初に次年度の更新の有無について本人に伝えております。翌年度以降も事業が継続するのであれば「更新あり」として、逆に年度末まで事業が終了する場合には「更新なし」として、本人に通知しているところで

ございます。「更新あり」としていても、翌年度の予算がつかない等で年度末までの任用となる場合には、事前に本人への説明が必要になります。

また、公務員の場合、会計年度任用職員を5年続けても本採用への登用制度はございません。

石田委員 期末手当と勤勉手当はいわゆるボーナスだと思いますが、これは何月（なんつき）分という定めはあるのでしょうか。

教職員給与課長 令和6年度ですと、年間4.5月分となっております。そのうち、期末手当が2.45月、勤勉手当が2.05月でございます。

竹居教育長 それでは議案第23号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第24号について、事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室長 議案第24号、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。議案書は10ページから12ページまでを御覧ください。

本議案は、さいたま市立特別支援学校の学級数の上限を変更するために、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正するものです。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

11ページの新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前でございます。

内容につきましては、第2条に関する別表に「学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は20学級までを上限とする。」とし、さくら草特別支援学校の学級数の上限を18学級から20学級に改めるものでございます。

これは、市立特別支援学校に通う児童生徒の安全な教育環境を維持するための、受け入れが可能な最大の学級数となるものであり、令和6年度、さくら草特別支援学校の学級数は20学級が見込まれるため、さくら草特別支援学校の学級数の上限を18学級から20学級に変更するものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 児童生徒数が増加しているものと思いますが、具体的に教えてください。

特別支援教育室長 さくら草特別支援学校においては、令和6年度45名を見込んでおります。令和5年度は43名、令和4年度は39名と、少しずつ増加しております。

また、ひまわり特別支援学校においては、令和5年度が48名、令和4年度が39名、令和3年度が43名と、増減を繰り返しております。

石田委員 教員の数も増えていますでしょうか。

特別支援教育室長 子どもの数に応じて、国から配当されております。

竹居教育長 それでは、議案第24号について、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続きまして、議案第26号について事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案書別冊集 4 ページを御覧ください。

それでは、議案第 26 号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

お手元の議案書の 7 ページ、改正理由を御覧ください。

この規則の改正理由でございますが、国家公務員に適用されております人事院規則の一部改正に伴い、市の規則内容を合わせるため、改正を行うものでございます。また、併せて妊娠障害休暇の取得要件を拡充する改正を行うものでございます。

なお、改正の内容等はすべて、市長部局も同様となります。

改正の概要についてご説明いたします。改正内容は 2 つございます。

1 つ目は、夏季休暇の使用可能期間が 7 月から 9 月までだったものを、業務の繁忙等の教職員は、6 月から 10 月まで取得できるよう、期間を拡大するものでございます。これは、今まで全市的に運用で行ってきたことを、規則に明文化したもので、従前からの取扱いと変更はございません。

2 つ目は、妊娠障害休暇の対象を、妊娠中の教職員に限らず、妊娠に起因する障害のある教職員に拡充するものでございます。具体的には、妊娠 4 か月未満で流産した場合に、流産の日から 7 日は、妊娠障害休暇が取得できるよう対象を拡充するものでございます。

妊娠障害休暇について、簡単に補足いたします。

妊娠障害休暇は、「妊娠中の教職員」がつわり等の症状によって勤務が難しい場合に、妊娠期間のどこかで、2 週間の範囲内で休暇を取得できる特別休暇でございます。

この「妊娠中の教職員」という休暇の使用条件ですと、仮に流産した場合、「妊娠中」ではなくなるため、妊娠障害休暇が取得できないことから、そのような場合でも取得できるよう改正を行うものでございます。

施行期日は、1 つ目は公布の日から、2 つ目は 4 月 1 日からでございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、議案第 26 号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

続きまして、議案第27号について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案書別冊3の8ページをお開きください。

議案27号「さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

10ページを御覧ください。提案理由については、教育委員会事務局に配置される指導主事に、若手教員及び60歳に達した教職経験者の登用を図るため、所要の改正を行うものでございます。

9ページの改正案をご覧ください。本改正は、職員の「職種名」に、「指導主事」を加えるものです。

これまで、学校から事務局への異動により配置される指導主事については、「職種名」を「事務職員」、「職務名」を、係長級であれば「指導主事」、課長補佐級であれば「主任指導主事」、課長級であれば「主席指導主事」として発令しておりました。係長級である指導主事よりも下の役職、もしくは60歳に達した教職経験者、これらの方に対応した「職務名」が現在はございません。

今後、教育行政を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、指導主事においても若手教員及び60歳に達した教職経験者の活躍が期待されております。そのため、今回の改正により、「職種名」に「指導主事」を追加することで、指導主事の職に従事するあらゆる職員に対して、新たな「職務名」を追加することなく対応できることになります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

60歳で「指導主事」という方は、既に発令はありますか。

- 教育総務課長 現在、60歳を超えた方は再任用となり、「主査」として発令しておりますので、「指導主事」としての発令はありません。
- 大谷委員 今後は「指導主事」や「主査」を区別していくことになるのでしょうか。
- 教育総務課長 どのような業務に当たるかによって発令が変わることになります。
- 竹居教育長 例えば、生涯学習振興課に配置されている再任用職員は、指導業務を行わないため、「主査」として発令されます。一方で、指導1課に配置されている再任用職員は、学校への指導業務を行うため、「指導主事」として発令されるようになります。
- 竹居教育長 それでは、議案第27号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。
- 各委員 <異議なし>
- 竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第27号は原案のとおり可決されました。
- その他 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について
- 竹居教育長 続きまして、「その他」の1件目について事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長 議案書の17ページから23ページを御覧ください。  
その他「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について」を御説明させていただきます。  
本件につきましては、前回2月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。  
協議内容は、60歳を超える職員定年により降任となった職員が任命される「総合調整幹」「調整幹」「専門幹」に係る人事評価の規定を整備するものでありました。

この度、令和6年3月1日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。 説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

竹居教育長 続きまして、「その他」の2件目について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の24ページから29ページを御覧ください。

その他「市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について」を御説明させていただきます。

本件につきましては、前回2月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。

協議内容は、先ほどの議案同様に職員の定年引上げに伴い新たに設置される職の、標準的な職及び標準職務遂行能力について整備するものがありました。

この度、令和6年3月1日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。 説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第25号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午後 2 時 40 分